

高岡市着地型旅行商品及び近県からの 高岡市への旅行商品造成助成金

北陸唯一の1市2国宝建造物（瑞龍寺、勝興寺）や3つの重要伝統的建造物群保存地区（山町筋、金屋町、吉久）、2つの日本遺産ストーリー、高岡クラフト（錫製品等）など高岡の歴史・文化資産を活かした旅行商品を造成する経費の一部を助成します。

助成対象期間

令和4年**12月21**日から令和5年**3月31**日まで

助成対象者	富山県、石川県、福井県、岐阜県飛騨地域内に事業所を有する旅行者
助成対象商品	募集型の旅行商品で、次の条件を満たすもの ①原則、新規の企画であること ②高岡市内にある有料の観光施設、または有料の体験・アクティビティが2つ以上含まれた旅行商品であること
助成対象経費	①パンフレット・ポスター・チラシ・PR動画等の制作にかかるデザイン料、印刷製本費 ②雑誌・新聞・SNS等への広告料
助成額	5万円+5万円を超えた分の2分の1（限度額20万円）
申請方法	必要書類を作成の上、申請先までメールまたは郵送 ①助成金交付申請書（様式第1号） ②助成対象経費の見積書

※予算額に達した時点で募集は終了させていただきます。

※限度額内であれば1社複数企画も助成対象になりますが、内容が同一、または類似している申請は、助成対象外となる場合があります。

お問い合わせ・申請先

（公社）高岡市観光協会

〒933-0029 高岡市御旅屋町101御旅屋セリオ7階（日曜除く9時～17時45分）

TEL 0766-20-1547 FAX 0766-20-1497 E-mail kankou@takaoka.or.jp

高岡市着地型旅行商品及び近県からの高岡市への旅行商品造成助成金交付要綱

高岡市観光協会（以下「協会」という。）は、高岡市の観光情報の発信能力の向上と、観光事業の活性化を図るため、旅行事業者が造成する旅行商品について、予算の範囲内で助成措置を講ずるものとする。

（助成対象者）

第1条 助成対象者は、富山県、石川県、福井県、飛騨地域内に事業所を有する旅行事業者業（以下「申請者」という。）とする。

（助成対象事業）

第2条 この要綱において助成の対象とする旅行商品（以下「商品」という。）は、次に掲げる条件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 原則、新規の企画商品であること。
- (2) 高岡市内にある有料の観光施設、または有料の体験・アクティビティが2つ以上含まれた旅行商品であること。

（商品の類型など）

第3条 造成する商品の類型は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通年型商品…1年を通じて販売できる商品
- (2) 期間限定型商品…おおむね1週間から2箇月間の期間限定商品

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、商品の造成に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) パンフレットの制作経費（デザイン費・印刷費など）
- (2) 新聞、雑誌、テレビ、SNSなどの出稿媒体の制作経費（制作費、広告宣伝費など）
- (3) その他協会が特に必要と認めた経費

（助成の額）

第5条 1商品あたりの助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める額とする。ただし、20万円を限度とする。

- (1) 助成対象経費が5万円以下の場合、制作に要した費用の全額
- (2) 助成対象経費が5万円を超える場合は、5万円を超えた分の対象経費の2分の1に5万円を加えた額

(対象事業の複数申請)

第6条 申請者は、同一年度において、複数の商品を造成する場合は、それぞれについて助成金を申請することができる。ただし、当該年度における同一事業者が受け取ることができる助成額の総額は20万円を超えないものとする。

2 前項本文にかかわらず、協会が既に交付決定した商品と類似するとみなした商品については別個の商品として申請することができないものとする。

(助成金交付申請)

第7条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ協会に高岡市着地型旅行商品及び近県からの高岡市への旅行商品造成助成金交付申請書(様式1号)を提出しなければならない。

(審査及び交付決定)

第8条 協会は、申請のあった案件について予算の範囲内で適否を審査し、適当と認めた場合は、速やかに助成金の交付を申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 申請者は、交付決定の内容と異なった商品を造成しようとする場合は、協会に変更交付申請書(様式第2号)を提出し、あらかじめ協会の許可を得るものとする。ただし、協会が軽微な変更と認めた場合はこの限りでない。

(交付決定の取り消し)

第10条 協会は、申請者が虚偽若しくは不正な手段により助成金の交付を受けようとし、若しくは交付を受けたことが判明した場合又は造成された商品が申請内容と著しく異なることが明らかになった場合は、既に決定した交付金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(造成完了報告書)

第11条 申請者は、商品の造成が完了した場合は、速やかに造成完了報告書(様式第3号)を協会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 協会は、前条の造成完了報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、申請者からの助成金請求書(様式第4号の2)に基づき速やかに助成金を交付するものとする。ただし、協会が特に認めた場合は、商品の造成完了以前であっても

助成金の全部または一部について概算払いを行うことができる。

(事業実施状況報告書)

第13条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、助成を受けた年から3年間、協会が行う当該商品の販売状況調査に協力するものとする。ただし、あらかじめ協会の承認を得て当該商品の販売を中止した場合はこの限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めのないものについては、協会が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。